

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	白菜
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	700 kg
契 約 期 間	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 白菜は、新鮮であるものとし、萎びているものは不可である。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入については、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課

(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	人参
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 , 7 0 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
契 約 条 件	<p>1 人参は、ある程度大きさの揃った整形なもので、葉は目方に加算しない。腐敗又は腐敗した箇所を削りとったものは不可。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までに、京都都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課

(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	甘藷
形 状 ・ 寸 法	契約条件に記載
予 定 数 量	2 , 0 0 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
契 約 条 件	<p>1 甘藷は品種が「宮崎紅、鳴門金時、紅さつま」等の、蒸したときにべとべとしないものであること。</p> <p>2 甘藷は、ある程度大きさの揃った整形なものであること。腐敗したもの、水びたしのもの、黒はんのあるもの又は腐敗箇所を削りとったものは不可。</p> <p>3 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>4 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>5 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>6 毎日午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>7 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>8 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>9 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があつても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	バナナ
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 5 0 kg
契 約 期 間	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 バナナは、新鮮なものとし、小切又は過度に熟したもののは不可とする。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課

(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	リンゴ
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 , 6 0 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
契 約 条 件	<p>1 リンゴは、新鮮なものとし、小切又は果肉や表皮の黒くなったものは不可。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	小松菜
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	3 5 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
契 約 条 件	<p>1 小松菜は、新鮮で青々しているものとし、萎びているものは不可とする。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入については、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	キャベツ
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	300 kg
契 約 期 間	令和8年1月1日～令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 キャベツは、新鮮で青々しているものとし、萎びているものは不可とする。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	セロリ
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	50 kg
契 約 期 間	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 セロリは、新鮮で青々しているものとし、萎びているものは不可とする。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入については、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	トマト
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	7 5 kg
契 約 期 間	令和8年1月1日～令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 トマトは、新鮮で適度に熟したものであること。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	ミニトマト
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 5 kg
契 約 期 間	令和8年1月1日～令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 ミニトマトは、新鮮で適度に熟したものであること。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	ピーマン
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	2 5 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
契 約 条 件	<p>1 ピーマンは、新鮮で青々したものであること。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前 8 時 30 分から 9 時 30 分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	オレンジ
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	1 5 0 kg
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
契 約 条 件	<p>1 オレンジは、新鮮なものとし、小切は不可である。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	グレープフルーツ
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	90 kg
契 約 期 間	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 グレープフルーツは、新鮮なものとし、小切は不可である。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	ブロッコリー
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	90 kg
契 約 期 間	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 ブロッコリーは新鮮なものとし、小切りは不可。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	かぼちゃ
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	40 kg
契 約 期 間	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 かぼちゃは新鮮なものとし、小切りは不可。</p> <p>2 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>3 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>4 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>5 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>6 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>7 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>8 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>

(様式 2)

単価契約仕様書

文化市民局動物園総務課
(担当 宮原・佐々木 TEL075-771-0210)

物 件 名	パイナップル
形 状 ・ 尺 法	契約条件に記載
予 定 数 量	90 本
契 約 期 間	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 パイナップルは新鮮なものとし、小切りは不可。</p> <p>2 1本あたり1.5kg前後の大きさのものとする。</p> <p>3 数量は概数を示したものであり、収容動物の増減又は飼育の都合で増減することがある。</p> <p>4 搬入は、本園が指示する日に、業者が直接搬入すること。</p> <p>5 契約期間中の毎日の納入量、品質及び形状の検査その他納入に関しては、すべて動物園長の指示に従うこと。</p> <p>6 毎日午前8時30分から午前9時30分までに、京都市動物園に納入すること。</p> <p>7 本市は毎月末締めで支払うこととする。</p> <p>8 その他の事項については、本市契約事務規則を遵守すること。</p> <p>9 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>